

## 幹部会議議事概要

### 【幹部会議】

1 日 時：令和5年10月30日（月）10時15分～10時37分

2 場 所：知事室

3 出席者：7名

玉城知事、照屋副知事、池田副知事、島袋政策調整監、  
知事公室長、総務部長、企画部長

4 内 容：

#### (1) 三役等日程について

(今週の主な日程)

30日 代執行訴訟 口頭弁論（玉城知事）

〃 表敬 アドベンチャートラベル・トレード・アソシエーション（ATTA）CEO  
（照屋副知事）

31日 連合沖縄第37回定期大会（照屋副知事）

1日 令和5年度11月1日付け新規採用職員（8名）辞令交付式（玉城知事）

〃 琉球歴史文化の日記念イベント（玉城知事）

〃 要請 沖縄自動車道の特別割引の継続要請について（要請先：西日本高速道路  
株式会社）（照屋副知事）

〃 令和5年度泡盛の夕べ（池田副知事）

2日 「沖縄平和賞」支援募金に関する寄付金贈呈式（玉城知事）

〃 首里城未来基金贈呈式（株式会社アイモバイル）（玉城知事）

〃 令和5年度県立病院附属診療所医師会議における診療所医師への激励（池田副知事）

〃 視察 沖縄県立那覇みらい支援学校（照屋副知事）

〃 令和5年度与那原町商工会法人化設立50周年記念式典及び祝賀会（照屋副知事）

3日 沖縄県功労者表彰式典（玉城知事、照屋副知事、池田副知事）

〃 首里城未来基金贈呈式（イオンワンパーセントクラブ）（玉城知事）

#### (2) 報告事項

ア 防災危機管理センター棟（仮称）建設工事の入札中止（総務部）

#### (3) その他

県政情報に係る発表事項等について（知事公室）

5 知事等発言

なし

以 上

## 意見交換事項等

所管部局：総務部管財課

件名	防災危機管理センター棟（仮称）建設工事の入札中止
内容	<p><b>【経緯・現状】</b> 8月16日付け埋蔵文化財事前審査報告書により那覇市教育委員会から「申請地には埋蔵文化財が包蔵されており保存のための調整が必要」との意見を受けました。管財課において埋蔵文化財試掘業務を9月に発注し10月に契約し、建設予定場所（行政棟と警察等のある駐車場及び駐輪場）において管財課と教育庁文化財課の立会のもと試掘調査したところ、10月25日に近世から戦前にかけての2層から屋敷跡や道跡などの遺構や陶磁器類が見つかりました。</p> <p>教育庁文化財課と協議した結果、建設予定地が周知の埋蔵文化財包蔵地（湧田古窯跡）であること、試掘調査で遺構や陶器破片が見つかったことから、文化財保護法94条に基づく文化財調査の実施について協議し必要な対応をとることとしました。</p> <p>また、類似の事例を参考にすると文化財調査が長期間におよぶ可能性が高いことから、土木建築部施設建築課において10月25日（水）に電子入札しましたが、10月26日（木）に予定されていた建設工事3件の開札は10月26日付けで中止としました。</p> <p><b>【入札中止とした工事】</b> ① 沖縄県防災危機管理センター棟（仮称）新築工事（建築1工区） ② "（仮称）新築工事（建築2工区） ③ "（仮称）本庁舎関連電気設備工事（1工区）</p> <p>※入札保証金は返金予定。各工事とも7から8者参加、</p> <p><b>【対応の経緯】</b> ・ 8月16日 埋葬文化財事前審査報告書 那覇市から土木建築部へ ・ 9月13日 試掘業務の入札公告 ・ 10月2日 試掘業務の契約（工期 10月3日～10月31日） ・ 10月25日 埋蔵文化財が発見されたため対応を協議 類似の事例から調査期間は、9から18ヶ月と想定 ・ 10月26日 管財課から施設建築課に建設工事の中止を依頼</p> <p><b>【対応方針】</b> 令和5年度から文化財保護法第94条に基づく協議を行い、文化財調査を2層実施する予定。</p>



試掘調査風景

戦前の地層

近世の地層



10・10空襲で焼けた屋奥の柱



10・10空襲で焼けて倒壊した  
家屋跡と道路



道路の縁石と排水施設

**【参考】**

行政棟と警察棟の間にある駐車場及び駐輪場にて試掘を実施

戦前の地層(深さ約 2 m)：道跡・屋敷跡などの遺構

近世の地層(深さ約 4 m)：陶磁器類

令和5年10月26日

土木建築部施設建築課長 殿

沖縄県総務部管財課長  
池原 秀典

防災危機管理センター棟（仮称）整備事業の執行について（依頼）

平素より防災危機管理センター棟（仮称）整備事業にご協力頂き感謝申し上げます。

埋蔵文化財事前審査報告書（8月16日那覇市教育委員会）を受け、同棟の建設予定場所において当課及び教育庁文化財課の立会のもと下記のとおり試掘調査したところ、近世～戦前にかけての屋敷跡や道跡などの遺構や陶磁器類が見つかりました。

教育庁文化財課と協議した結果、建設予定地が周知の埋蔵文化財包蔵地（湧田古窯跡）であること、試掘調査で遺構や陶器破片が見つかったことから、文化財保護法に基づく文化財調査の実施について協議し必要な対応をとることとしました。

つきましては、下記を参考に当面の期間において同棟の建設工事の執行を停止していただきますようお願いいたします。

記

試掘調査日：令和5年10月16日～10月25日

発見物：道跡・屋敷跡などの遺構、陶磁器類

文化財調査：建設工事の掘削面積1731.29m<sup>2</sup>の範囲内で実施  
（調査面積は掘削面積の50%程度予定）

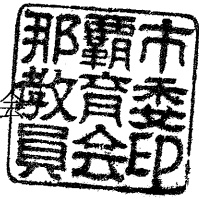
調査期間：9ヶ月から18ヶ月（類似案件から推測）

沖縄県総務部管財課庁舎管理班 宮城  
TEL：098-866-2106  
FAX：098-866-0246  
E-mail：aa008001@pref.okinawa.lg.jp

令和5年8月16日

沖縄県知事 玉城 康裕 様  
有限会社 アトリエ・門口  
門口 安則 様

那覇市教育委員会



### 埋蔵文化財事前審査報告書

- 1. 所在地 那覇市泉崎1丁目2番2号
- 2. 開発面積 3997.294 m<sup>2</sup> (筆面積: 37729.82 m<sup>2</sup>)
- 3. 発掘調査対象面積 - m<sup>2</sup>
- 4. 調査年月日 令和5年 8月 9日
- 5. 調査者 書類審査・現場踏査・立会調査・試掘調査  
文化財課
- 6. 過去の文献・調査 あり (名称: 沖縄県文化財調査報告書「湧田古窯跡(I)～(IV)」  
「那覇市歴史地図」など)・ なし
- 7. 遺物の所蔵・保管地 あり (場所: 沖縄県教育委員会 )・ なし
- 8. 遺跡の存在 あり (名称: 湧田古窯跡 )・ なし  
(1) 遺跡の時代 ( 近世 )  
(2) 遺跡の種類 ( 生産遺跡 )
- 9. 申請に対する意見

遺跡あり	<input type="radio"/>	申請地内には、埋蔵文化財が包蔵されていますので、保存のための調整が必要です。
遺跡なし	<input type="checkbox"/>	申請地内には、埋蔵文化財は認められませんので、工事着工に同意します。なお、工事の際に埋蔵文化財を発見した場合は、速やかに当教育委員会にご連絡下さい。
慎重工事	<input type="checkbox"/>	申請地周辺には、埋蔵文化財が包蔵されている可能性が高いので、工事による影響が生じないように慎重に実施して下さい。なお、計画変更の際には、当教育委員会へご連絡下さい。
現況不明	<input type="checkbox"/>	現況では、埋蔵文化財の有無を確認することができません。今後、申請地で建築工事等の開発行為を行う際には、埋蔵文化財の有無を確認する必要がありますので、事前に当教育委員会へご連絡下さい。

10. 備考: 申請地は周知の埋蔵文化財包蔵地「湧田古窯跡」の範囲内です。開発工事を行う場合、事前に文化財保護法(第94条)の手続き、及び埋蔵文化財確認のための事前調整が必要となります。

※お問い合わせの際には、事前審査番号をお知らせ下さい。

埋蔵文化財 事前審査番号	2023-236
-----------------	----------

---

文化財保護法(昭和25年5月30日法律第214号)

最終改正: 令和4年6月17日号外法律第68号

改正内容: 令和4年6月17日号外法律第68号[令和4年6月17日]

---

(国の機関等が行う発掘に関する特例)

**第九十四条** 国の機関、地方公共団体又は国若しくは地方公共団体の設立に係る法人で政令の定めるもの(以下この条及び第九十七条において「国の機関等」と総称する。)が、前条第一項に規定する目的で周知の埋蔵文化財包蔵地を発掘しようとする場合においては、同条の規定を適用しないものとし、当該国の機関等は、当該発掘に係る事業計画の策定に当たつて、あらかじめ、文化庁長官にその旨を通知しなければならない。

- 2 文化庁長官は、前項の通知を受けた場合において、埋蔵文化財の保護上特に必要があると認めるときは、当該国の機関等に対し、当該事業計画の策定及びその実施について協議を求めべき旨の通知をすることができる。
- 3 前項の通知を受けた国の機関等は、当該事業計画の策定及びその実施について、文化庁長官に協議しなければならない。
- 4 文化庁長官は、前二項の場合を除き、第一項の通知があつた場合において、当該通知に係る事業計画の実施に関し、埋蔵文化財の保護上必要な勧告をすることができる。
- 5 前各項の場合において、当該国の機関等が各省各庁の長(国有財産法(昭和二十三年法律第七十三号)第四条第二項に規定する各省各庁の長をいう。以下同じ。)であるときは、これらの規定に規定する通知、協議又は勧告は、文部科学大臣を通じて行うものとする。